

災害時における

柔道整復師の救護活動に関する協定書

旭 川 市

公益社団法人北海道柔道整復師会旭川ブロック

## 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会旭川ブロック（以下「乙」という。）は、災害時における柔道整復師の救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して被災者の救護活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

### （業務の要請及び範囲）

第3条 乙は、甲の要請により、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 柔道整復師救護班の編成及び派遣
- (2) 災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において、被災者に対する柔道整復師の施術（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲内のものに限る。）及び被災者に対する応急手当てに必要な労務の提供
- (3) 前号の業務の実施に係る衛生材料等の提供

### （指揮命令）

第4条 柔道整復師救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （施術料）

第5条 第3条第2号に規定する被災者に対する施術に係る料金は無料とする。

### （要請の手続）

第6条 甲は、業務を要請する場合、災害時業務協力要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （業務の実施）

第7条 乙は、第3条の業務を実施するに当たっては、甲以外の団体等により依頼された業務に優先して実施するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること
- (2) 業務の実施に当たっては、法令の遵守及び個人情報の保護を徹底すること
- (3) 業務の実施に際し疑義が生じた場合は、独自に判断せず甲の指示を仰ぐこと

(業務報告)

第8条 乙は、業務が完了した場合、災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲が必要と認める場合は、前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

第9条 第3条第3号に規定する衛生材料の実費は、甲が負担するものとする。

(体制の構築)

第10条 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、災害時の体制を構築し、平常時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 災害時の連絡網
- (2) 災害時の人員体制
- (3) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第11条 第3条の業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第12条 第3条の業務に従事した乙の会員が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別途相互に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

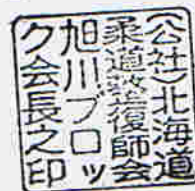
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月10日

甲 旭川市6条通9丁目  
旭川市  
旭川市長 西川 将



乙 旭川市忠和4条6丁目6-4  
公益社団法人 北海道柔道整復師会 旭川ブロック  
会 長 大石 隆之





災害時業務協力要請書

公益社団法人 北海道柔道整復師会 旭川ブロック

会 長 様

旭 川 市 長

印

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部	課	職名			
	氏名	電話番号				
口頭による 要請日時	平成	年	月	日 ( )	時	分頃
要請理由						
要請内容						
履行場所						
履行期間						
備考						

災害時協力業務実施報告書

旭川市長 様

公益社団法人 北海道柔道整復師会 旭川ブロック

会長 印

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定第8条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	
実施業務内容	
派遣人数	1日当たり 人 (延べ 人) ( 人× 日) ( 人× 日)
対応者氏名	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
備考	

